

神奈川被害者支援センター 自助グループ 「ジュピター」

- 目的** 交通死亡事故被害者遺族を対象。
- ① 安心して感情を吐露し、気持ちを分かち合い、支えあう場の提供。
 - ② 人と人とのつながりを取り戻し、互いを認め合い、社会からの孤立を防ぎ、自ら精神的に回復していくための支援。

主な活動 活動日の午前中は、被害者主体の交流会で、3つのであい「認めあい」「支えあい」「分かちあい」を柱に互いを尊重して自由に心情を語り合います。被害体験をくり返し話すことで、今まで気付かなかった心情にも向き合え、時に傷ついた心を癒す場でもあります。午後は、自助グループ支援に効果的なあり方や取り組み等の研究を積み重ねています。弁護士など専門家の助力を仰ぐことで、被害者が抱え持つ問題や状態に応じた適切な情報を提供でき、その結果、支援者のレベルの向上と二次被害の防止にも役立ちました。加えて、被害者相互の裁判傍聴や署名活動にグループ全体で取り組み、神奈川県発行の被害者手記集にも協力しました。



Jupiter

活動日・・・毎月第四月曜日

交通事故で娘を失って1年余、私達夫婦の胸に空いた風穴は癒えることはありません。

裁判では事故の責任は100%加害者にあると認めながら、量刑は窃盗よりも軽いものでした。このような交通裁判のあり方には遣りきれない思いです。

被害者の無念の気持ちをさらに酌んで頂けることを希望しています。 K・H



被害者手記集（県発行）



限りない可能性を持っていた娘が突然天国に旅立ち、残された私どもは絶望の淵に立たされています。

いずれ娘が結婚し、孫を抱けるという私の夢は露と消えました。それにもかかわらず、加害者は何事もなく生きられるのは納得できない思いです。 M・H

あなたも一緒に話してみませんか、ご連絡をお待ちしています。

問い合わせ先 **特定非営利活動法人 神奈川被害者支援センター**

TEL. 事業課 045-328-3721

神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター14F